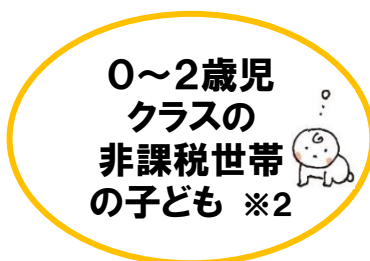


令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化が始まります



認定こども園
保育所
地域型保育
障がい児の発達支援
無料

幼稚園
無料
月額 25,700 円
まで無償

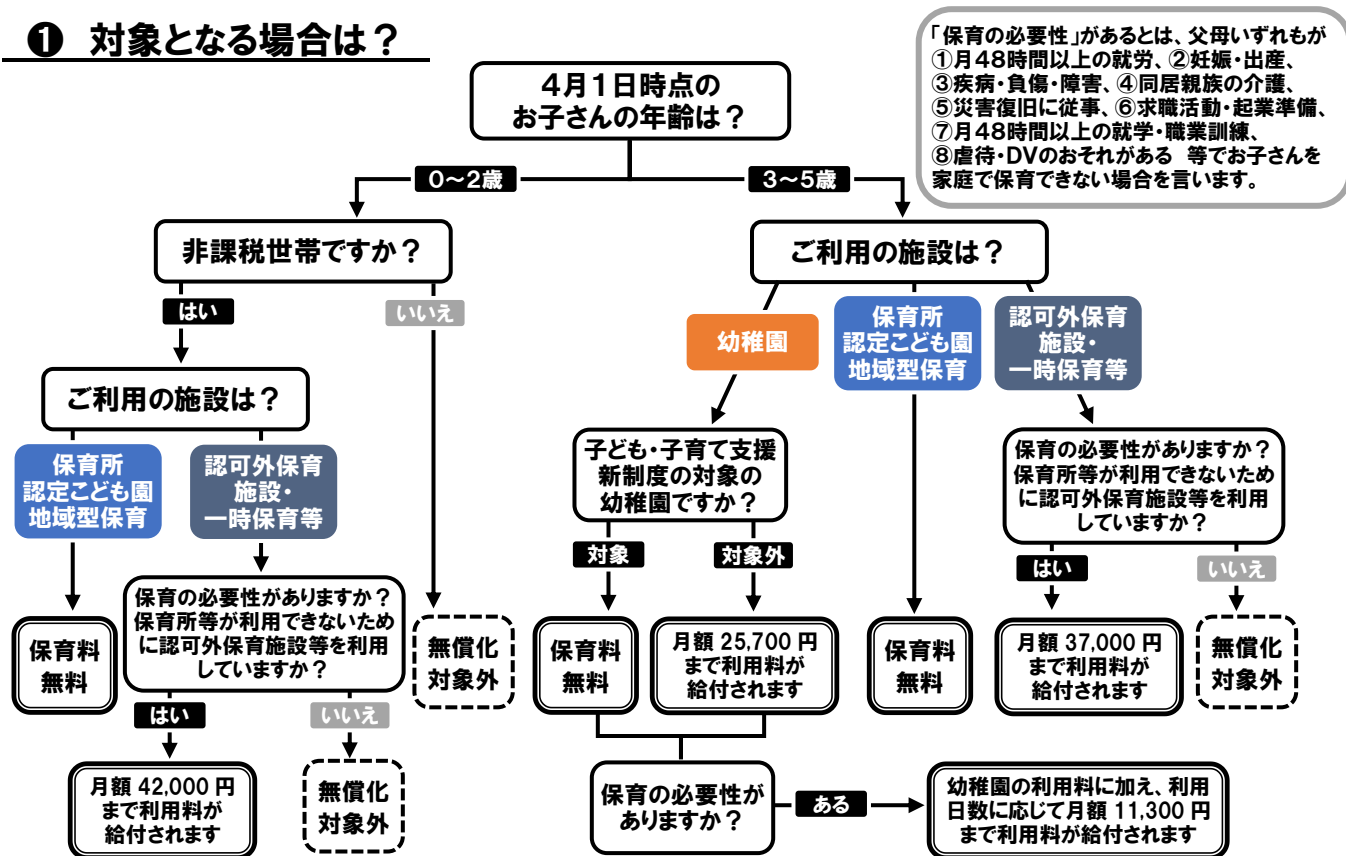
幼稚園の
預かり保育
月額 11,300 円
まで無償

認可外保育施設、
病児保育、一時保育、
ファミリーサポート
月額 37,000 円
まで無償

保育の必要性の認定を受けている場合のみ

- ※1 3歳以上児の保育料が無償化されます。(満3歳到達後の4月(年少クラス)から就学前までの3年間。幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から就学前までの期間。)
- ※2 3歳未満児については、非課税世帯に限り無償化の対象となり、課税世帯の場合は無償化の対象外ですが、現行制度を継続し、保育所等を利用する子どもが複数いる場合、最年長の子どもを第1子として、第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

① 対象となる場合は？



② 対象となる料金は？

保育料
が無償化されます

給食費、行事費、通園送迎費、延長保育料等
はこれまでどおり保護者の負担になります。

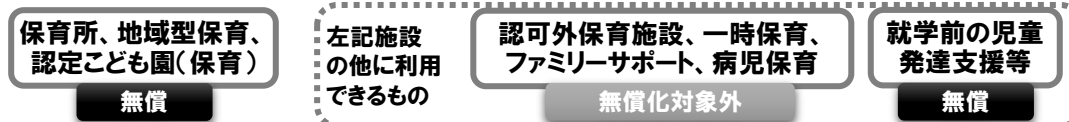
【無償化後】	保育料無料	副食費 (おかず・おやつ代)	その他 主食費(米・パン代)、 行事費、通園送迎費、延長保育料等
【これまで】	保育料	副食費	その他

*給食費は無償化の対象外ですが、そのうち副食費については、年収 360 万円未満相当世帯の場合や、第 3 子以降の子どもの場合に免除されます。

③ 施設ごとの無償化の内容・手続きについて

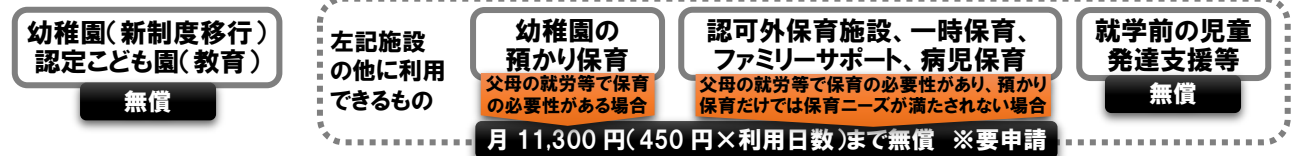
①認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育の場合

⇒利用申込の際に『認定』を受けているため、無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。



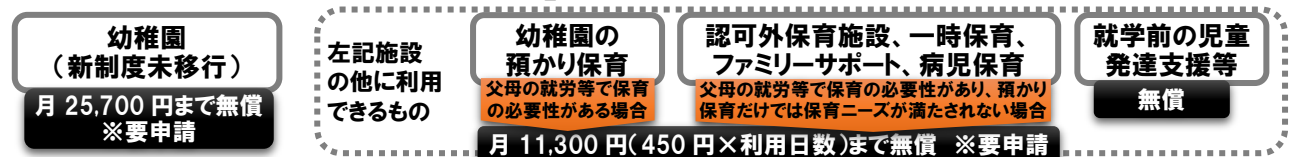
②子ども・子育て支援新制度の幼稚園、認定こども園（教育部分）の場合

⇒利用申込の際に『認定』を受けているため、幼稚園部分については、無償化にあたり新たな手続きは不要ですが、預かり保育等を利用し、無償化の対象となるためには、町に『認定』の申請をしてください。



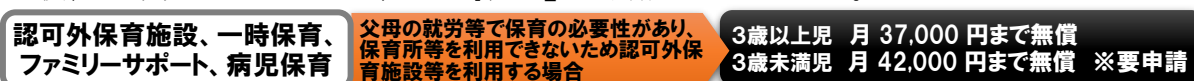
③新制度に移行していない幼稚園の場合

⇒無償化の対象となるためには、町に『認定』の申請をしてください。



④認可外保育施設等の場合

⇒無償化の対象となるためには、町に『認定』の申請をしてください。



⑤就学前の障がい児の児童発達支援等 ⇒無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

【お問い合わせ先】 富加町教育委員会 教育課 子育て支援係 TEL (0574) 54-2177